|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 京町家カルテ申請書 | ※※※※受付日 | No. |  |
| ID　　　　　　- | 受領印またはサイン |
| 学区 |   |
| 令和　　年　　月　　日 |  |
| ※発行日 | 令和　　年　　月　　日 |
| ✍申請者について　＜登記事項証明書（3ヶ月以内））記載の所有者　　　　　　※太枠内は記入しないで下さい。・複数人いる場合は人数分の申請書を提出すること＞ |
| 申請者名（町家所有者） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （申請者が法人の場合）ご担当者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住　所 | 〒 |
| 連絡先 | （ 固定電話 ） |
| （ 携帯電話 ） |
| （ Ｅメール ） |
| ✍対象町家の概要　＜登記事項証明書（3ヶ月以内）記載の住所地番＞ |
| 所在地 | 〒 |
| 建築年次 | ［ 江・明・大・昭 ］　　　　　年 |
| 延べ面積 | １階　　　㎡・坪　２階　　　㎡・坪　３階　　　㎡・坪　合計　　　㎡・坪 |
| 建て方別 | □戸建　　　□長屋建て（　　　　戸） |
| 利用形態１ | □住宅［ 専用・併用（概要　　　　　　　　　）］　□店舗　□その他 |
| 利用形態２ | □居住中　　□空き家（　　　　年）　 |
| ✍申請にあたっての確認事項 |
| 確認事項１上記対象町家について、著しい改変（大幅な柱梁等の構造材の切除および2階（3階）増築等）がないことを確認し、右の項目に☑チェックを入れてください。 | □著しい改変はありません |
| 確認事項２京町家カルテの申請手数料は、返金できないことを了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。  | □返金不可を了承しました |
| 確認事項３発行された京町家カルテは、申請者以外の当該建物所有者（例：相続・売却等による新たな所有者）に再発行することがあります。上記について了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。 | □再発行を了承しました |
| ✍京町家カルテの活用について |
| 作成した京町家カルテの内容は、京町家の普及に関わる活動のために、個人を特定されない形で活用することについて説明を受け、了承しました。上記について了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。 | □活用を了承しました |
| ✍家屋立ち入り調査の同意について |
| 京町家カルテを作成するために必要となる家屋内立ち入り調査について同意し、右の項目に☑チェックを入れてください。 | □立ち入り調査に同意します |

※裏面（2ページ目）もあります。

第１号様式

|  |
| --- |
| ✍申請手続きにかかる代理について |
| 申請者本人が京町家カルテに関する手続きをおこなう場合は右の項目に☑チェックを入れてください。 | □申請者本人 |
| 代理人による申請手続きをおこなう場合は下記に申請者が氏名を署名してください。 |
| 私は、下記の者を私の代理人と定め、次の内容に関する一切の権限を委任いたします。１．対象町家について、京町家カルテの申請に関する一切の権限２．同申請について必要な書類作成の権限３．同申請の取り下げ及び受領の権限４．京町家カルテの受領に関する一切の権限　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日申請者氏名（署名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印 　※申請者が個人の場合は押印不要です。法人の場合は記名押印をお願いします。 |
| 受任者(代理人)名 |  |
| （受任者が法人の場合）ご担当者担名 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 連絡先 | （ 固定電話 または携帯電話 ） |
|  | （ Ｅメール ） |

事務局確認欄（申請者は記入しないで下さい）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※確認項目 |  |  |  |
| □登記（3ヶ月以内） | □写真 | □付近見取図 |  |
| □身分証明書 | （種別） |  | №　　　　　　　　　 |
|  | □運転免許証□宅地建物取引士証書□保険証□その他 |
| 作成手数料支払い方法：□現金　　□銀行振込 | カルテ引き渡し方法：□窓口　　□レターパック |
| その他 ※路地幅員、大幅な改変がされているか、郊外型古民家であるか、空き家期間が長い場合老朽具合なども確認　（路地幅員：　　　　　　　　　） |
| 京町家カルテ委員会 | 【第８条第１号】　　　月　　　日 | 【第８条第２号】　　　月　　　日 |
| 現地調査 | 　　月　　日　　時　　分～　　時　　分 |
| 現況診断 |  | 文化ﾚﾎﾟｰﾄ |  | 図面等 |  |
|  |
|  |